

令和5年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

令和5年9月21日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 議案第54号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第55号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第56号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第57号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第58号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第59号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 認定第 1号 令和4年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 2号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 3号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 4号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 5号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 6号 令和4年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 7号 令和4年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 8号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第18 認定第9号 令和4年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第10号 令和4年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第11号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第12号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第13号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第14号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第15号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
- 第25 認定第16号 令和4年度京丹波町水道事業会計決算の認定について
- 第26 閉会中の継続調査について
- 第27 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- 1番 山崎裕二君
- 2番 伊藤康二君
- 3番 居谷知範君
- 4番 谷口勝巳君
- 5番 東まさ子君
- 6番 山田均君
- 7番 畠中清司君
- 8番 山崎眞宏君
- 9番 西山芳明君
- 10番 隅山卓夫君

1 1 番 松 村 英 樹 君

1 2 番 森 田 幸 子 君

1 3 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（24名）

町 長	畠 中 源 一 君
副 町 長	山 森 英 二 君
健康福祉部長	木 南 哲 也 君
産業建設部長	栗 林 英 治 君
企画情報課長	堀 友 輔 君
総務課長	田 中 晋 雄 君
財政課長	山 内 明 宏 君
管財課長	藤 井 知 宝 君
税務課長	小 山 潤 君
住民課長	久 木 寿 一 君
福祉支援課長	岡 本 明 美 君
健康推進課長	西 野 菜 保 子 君
子育て支援課長	保 田 利 和 君
医療政策課長	豊 嶋 浩 史 君
農林振興課長	藤 井 雅 文 君
商工観光課長	片 山 健 君
土木建築課長	山 内 敏 史 君
上下水道課長	堀 内 浩 二 君
会計管理者	樹 山 敬 子 君
瑞穂支所長	中 野 竜 二 君
和知支所長	十 倉 隆 英 君
教育次長	堂 本 光 浩 君
学校教育課長	宇 野 浩 史 君
社会教育課長	村 田 弘 之 君

6 欠席執行部（2名）

総務部長	松山征義君
教育長	松本和久君

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	山本美子
書記	松谷洋二

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第3回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

松本教育長から、他の公務のため、欠席する旨の届出があり、受理したので報告いたします。

松山総務部長から、体調不良のため、欠席する旨の連絡があり、承認したので報告いたします。

本会期中に、各委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業及び付託議案等の審査が行われました。

9月19日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。また、同日に全員協議会が開催されました。その後、交通網対策等特別委員会が開催され、JRバス園福線の状況について所管課より報告を受けました。

京丹波町情報センターに対し、本日の本会議の収録データの編集、自主放送番組での放映を依頼しましたので、報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第3、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(梅原好範君) 日程第3、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第4、議案第54号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第4、議案第54号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○6番(山田 均君) 1点お尋ねをしておきたいと思います。

今回、農業委員並びに農地利用最適化推進委員さんの年間の報酬を引き上げるということになっておりますが、近隣であります南丹市では26万4,000円というように聞いたんですが、京丹波町では4万円の引上げということ。いわゆる2万4,000円差があるんで

す。仕事の内容はほとんど変わらないと思うんですけども、その辺の4万円の引上げというのはどういうことに基づいて引上げ額が決まったのかお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今回の審議会の中でも議論いただきましたけども、農業委員さんの年間の活動日数、活動記録簿から年間の活動時間数を割り出させていただきました。その中で、農業委員さんでいきますと274時間、推進委員さんでいきますと273時間ということで、それに全国最低賃金の平均額を掛けて、それぞれ万円止めしたものが4万円であったということでございます。これにつきましては委員会でもご説明させていただきましたけども、南丹市の26万4,000円との差については把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田均君） 今回、4万円の引上げということではありますが、京都府下の中ではこの報酬額というのはどのぐらいの位置にあるのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 農業委員さんでいきますと府下9番目でございますし、推進委員さんでいきますと委員会のときは8番目と申し上げましたけども、確認いたしましたら府下7番目でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） ただいま審議中の議案第54号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

提案内容は、来年2月11日任期開始の第7期から農業委員会委員及び農地利用最適化推

進委員の報酬額を4万円引き上げようとするものです。これらは町特別職報酬等審議会による審議の取りまとめにおける現行の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額は、前回の改定から法改正等により活動業務の多様化による業務量が増加しており、その業務量に見合った報酬額となるよう引上げが適当であるとの判断を行った。

本審議会においては、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の年間の活動回数及び活動時間による対価を積算の上、報酬額を導き出したとする答申内容に沿うものです。

また、農業委員等の報酬に係る増額分の財源についても、本年度同様、引き続き来年度以降も、農業委員会等に関する法律に基づき、農地利用の最適化に係る積極的活動の推進のため、業務に見合う適切な水準として、京都府から補助のある農地利用最適化交付金が充当できる見込みです。

以上、農業委員等の報酬について、年額4万円の引上げを提案内容とする議案第54号の賛成討論とします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

議案第54号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第55号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）》

○議長（梅原好範君） 日程第5、議案第55号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） 1点だけお伺いいたします。

委員会でも質疑がありましたが、18ページです。動物管理事業について、猫の避妊・去勢手術補助金のことについていろいろと丁寧に説明していただきました。12匹の実施があ

ったとお聞きいたしました。その中でも野良猫の引取りの要望がなかったかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 今日現在で、猫の避妊・去勢手術補助金の交付決定をいたしましたのは13件、そのうち飼い猫4件、飼い主のいない猫9件となっております。

お尋ねの要望についてはありません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 1件、2件と町民の皆様から、こうした補助金の出ることが決定したことに喜びの声をいただきました。そのときに、野良猫で捨て猫があったときに子どもと一緒に役場に引取りをしてもらえないかということで、引取りもしてもらえるような体制をしてもらわないと、なかなか猫の命を守る体制も大事なことやということで何件かお聞きしましたので、こうした補助金のときにも野良猫に対しての引取りはなかったかどうかお聞きいたしました。そのときの答えが、その体制はしていないのでということで帰られたそうです。帰ってきて地域の方にお聞きして、ちょうど飼いたいという方があって、引き取っていただいたのでよかったんですが、今後そうした対応もしていただきたいとの町民さんの声をいただきました。今後どのような考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 今年度から制定いたしました猫の避妊・去勢手術補助金をうまく活用いたしまして、繁殖のないようにしたいというふうに思っております。引取りについては、現在のところはする考えはございません。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 6ページの普通交付税であります、8,932万2,000円の減額ということであります。当初のときに説明もいただいたんですが、もう一度詳しく説明のほうをお願いしたいと思います。

それから、8ページの財産収入であります、土地貸付料314万1,000円の計上です。丹波地域開発株式会社の土地について、4月1日時点の不動産鑑定によると説明があったところであります。314万1,000円について、平米当たりの単価、また会社はほかの民間からも土地を借用されておりますけれども、会社のほうは全て鑑定されたのか

お聞きをしたい。

それから、当初は180万円に減額したわけでありますけれども、これとの関係についてお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） まず、普通交付税の減額要因でございますけれども、基準財政収入額におきましては、固定資産税の償却資産のほうが約2,000万円当初見積りより増収となっているなど基準財政収入額の影響もあります。それにも増して基準財政需要額で見込みより約7,000万円減少をしております。その中でも個別算定経費が大きく減少したわけですが、これは様々な費目が存在をしております、大きなものとしましては保健衛生費が約2,700万円、農業行政費が約1,200万円、社会福祉費が約600万円などでございます。

全体的な傾向としましては、段階補正でありますとか密度補正、数値急減補正など、補正係数のほうが総じて減少をしております。

また、減少の費目ではないんですけれども、全国的に増加をしております高齢者福祉費、65歳以上が伸びておるんですけれども、これの単位費用につきまして2.7%増となっております。本町につきましては、単純に2.7%伸びるのであれば、額にしますと約1,300万円伸びるんですけれども、本町は約200万円増ということでございます。これらは一例でございますけれども、全体的に補正係数の影響が大きく作用しております、本町にとっては大きなマイナス要因になったところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 藤井管財課長。

○管財課長（藤井知宝君） 丹波地域開発株式会社に対する土地の貸付料の平米当たり単価についてご質問いただいておりますので、お答えさせていただきます。

商業集積施設事業用地、いわゆる店舗部分につきましては1万4,292平米に対して平米当たり292円になります。駐車場用地につきましては、3,451平米に対して平米当たり223円になります。

ほかの町有地の貸付料に対しては、その都度、契約書の中で双方の協議の下、改定するように大体が契約書にうたわれておりますので、今のところそのような協議を申し出られた場合に対しては、その都度対応しております。今のところ鑑定評価を入れるような協議はしておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 2点目のお尋ねです。

当該、丹波地域開発株式会社が借用されてます土地のうち、京丹波町から借りられている以外の部分のことをおっしゃってるというふうに思うんですけれども、現時点でお聞きさせていただいてる関係で言いますと、今年の1月から他の土地につきましても見直しが行われているというふうに伺っているところでございます。

それと、最後にございました当初予算180万円計上との考え方でございますけれども、管財課とも相談を実はしておったんでございますけれども、当初はお申出の金額ということもございまして、その時点で土地の鑑定をするいとまがないという状況でございました。そこで、歳入予算でございまして、予算編成に当たりましては、歳入割れが起こるといことがないようにという観点から、その額で計上させていただいたところですが、その後、正式な鑑定が行われたというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 4点、質疑します。

まず、先ほどもありましたが、藤井管理課長が鑑定のことも言われてたので、そっちの答弁やったのかなと思うんですが、私が聞くほうが多分先ほどの質疑と違ってあれだと思います。

土地貸付料に関わって、ほかの高額で土地貸付けをしているところがあると思うんですが、そこに関しての見直しの考え方があるのかなのか。ある場合どういったことを考えているのか答弁を求めます。これが1点目です。

続きまして、23ページと24ページ、2点目です。

町営住宅維持改修で、給湯器の改修を考えているということで、委員会でもありましたが、旧上豊田保育所の今の子育て支援センターにある給湯器がかなりたくさんあるんですが、程度のよい給湯器があるという話を聞いたことがあるので、それが町営住宅の維持改修に生かせないのかどうかといった点です。

もう1点、教育費の学校適応支援推進事業に関してです。新聞報道にもありましたが、来年度予算案の概算要求、文部科学省が不登校支援新設に5億円、学校適応支援事業のことだと思うんですが、こういった予算を概算要求するという報道がありました。来年度に向けてこういった予算も活用可能かなというふうに思うんですが、その辺の兼ね合いをどういうふ

うに考えているのか。

そして、27ページ、28ページです。

学校給食事業、これはフードバレー推進の補正予算ということを知っていましたが、賄材料費に関わって、京都府のほうからも高騰分の2分の1援助があるといったこともある中で、そういったところの財源はどういうふうを活用する見込みであるのか。

以上、4点の答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 順次、答弁をお願いします。

藤井管財課長。

○管財課長（藤井知宝君） 高額貸付料の鑑定評価につきましては、基本的に公共事業に係る不動産鑑定報酬基準が定まっております。土地の評価額が500万円以下の地代の場合は幾らと決まっております。それ相当の費用が係ります。そのため、賃料の変更の申出があり評価が必要と判断した場合は、実施することが適当と考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内敏史君） 町営住宅維持改修工事の関係で、議員からありましたように旧上豊田保育所のほうに給湯器があるということで、その状態について私もまだ認識ができておりませんので、またその辺は現物を確認して合うものかどうか、また、担当部署ともその辺調整させていただいて、また可否について判断したいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 学校適応の関係でございます。文部科学省のほうでそういった来年度予算に向けた取組をされているということに関しましては、承知をしておるところでございます。

本町につきましては、本年度、ご存じのとおり総合交付金を、今回補正で上げさせていただいております。まずは魅力ある学校づくりに向けて本年度取組をさせていただいて、できれば3年計画、3年をめどにそういった総合交付金での事業、まず取組をさせていただいて、その後、文部科学省の取組にも必要であれば対応してまいりたいというふうに考えております。

もう1点、学校給食事業の関係であります。高騰分に関して、今回、京都府に対しまして申請は出させていただいております。金額的に正確な数字は持ち合わせていませんけども、約100万少しぐらいのところ申請は出させていただいております。まだ許可とかには至

っておりませんが、京都府に対しましては申請をさせていただいてるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 私もちよっとお尋ねをしておきたいと思います。

8点についてお尋ねします。

歳出の12ページですが、総務費の一般管理費で、番号制度推進事業ということで補正予算が上がっておるんですけども、番号制度については国が推進している事業だと思うんですけども、事業費については全額国が負担するというにはなっていないのかどうか、その点伺っておきたいと思います。

それから、歳出14ページで、工事請負費で国際交流推進事業の記念碑設置工事というのがあるんですけども、委員会でも説明を聞いたんですが、新庁舎の建設で撤去したということで、協会のほうからも要望があって今回新たに設置をするということでした。新庁舎建設に伴って、広場に非核自治体宣言塔というのがあったと思うんですけども、当然そういうものも復活して設置すべきというように考えるわけですけども、国際交流協会の記念碑設置に関わって、そういうものについてもちゃんと設置をすべきだと思いますが、見解をお尋ねしておきます。

24ページの学校適応支援推進事業113万2,000円なんですけども、事業内容はどのようなもので、また講師というのはどういう方を確保する予定なのか伺っておきたいと思います。

同じく、26ページの情報化推進費のライセンス使用料というのが107万1,000円あるんですけども、ライセンスの使用料というのはどのようなものなのか伺っておきたいと思います。

同じく、中学校の管理で設備改修工事ということで156万円、蒲生野中学校でいうことになっておると聞いたんですが、どういう工事なのか伺っておきたいと思います。

同じく、社寺等文化資料保全補助事業というのが28万6,000円減額になっておるんですけども、工事の内容、当初の予定と減額になった理由というのはどういうことから減額になったのか伺っておきたいと思います。

歳出、28ページの学校給食費で、賄材料費が122万7,000円追加になってるんですけども、この間のいろんな材料の値上げということでの追加なのか。追加の内容について

伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） まず、番号制度でございますが、システム改修負担金310万1,000円でございます。これにつきましては、令和4年度より特別交付税措置となっておりまして、歳入の予算の計上をしておりませんが、国保のほうの対応ということになるかと思っております。

それから、2点目の非核のモニュメントのお話だったと思いますが、これにつきましては昨年も一般質問でいただきまして、令和4年度の最初にはなったと思いますが、常時掲示ができます懸垂幕を今掲げております。当時モニュメントで設置をされておりました文言をそのまま懸垂幕にさせていただいて、本庁だけですが、そういった形で掲示を常にさせていただいております。掲示台の利用の状況によりましては、取り外しを行ったりすることもございますが、空いておる時期につきましては活用させていただいておるということで掲示をしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） それでは、まず、私のほうから、学校適応の関係と学校給食に関しまして、ご答弁を申し上げたいと思っております。

まず、事業の内容でございます。事業の内容としては、事業を4階層に分けて事業展開をしてみたいというふうに思っております。まず全ての児童生徒を対象として、児童生徒が安心安全に過ごせる学校づくり、居場所づくりを進める。それが全体的な第4階層というものであります。その上に立って、子どもたちが嫌な思いをしたとかそういったことをSOSを発信できる力をつける。それから、そのSOSを見守るといふか察知する力を教職員に、それが未練防止の部分、第3階層。第2階層として、そういったところで、でも不登校がちとかそういった子どもたちに早期の対応、それが第2階層。不登校、やっぱり学校に行くことができなくなってしまったということに関しましては、困難な事例ということではいろんな形で関係機関で対応してみたい。そうした4つの階層をトータル的に実施をしていこうというのがこの事業の中身であります。

講師の内容ということでもありますけれども、講師に関しましては、今お世話になっておりますけれども学習支援員、これに関しましては教員資格を持たなくても、子どもたちに寄り添って見守りをさせていただく。それから、本年度新たに学習指導教員というものをお世話に

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村田社会教育課長。

○社会教育課長（村田弘之君） 社寺等文化資料保全補助金28万6,000円の減額ということでございますが、こちらにつきましては、特定の案件について工事なり修繕費の内容が下がったということではなく、予算算定時のそれぞれの各団体から上がってきました要望の案件にそれぞれ自己負担金も必要となってくるんですけども、こちらの資金調達の関係から今年度執行ができないといったような案件がありましたものや、また、今年度4月以降に新たに修繕が必要なもの等々精査しました結果、全体として28万6,000円のマイナスになったということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 財産収入の土地貸付料であります、鑑定をされて今回補正がされているわけでありませけれども、それは当初予算の180万円プラス、今回、314万1,000円を増額補正したということでよいのかどうか。

それから、12ページ、番号制度推進事業ということで、これもシステム改修負担金ということで310万1,000円補正がされているわけですが、これも先ほど説明があったようなセキュリティ対策の改修なのかお聞きをしたい。

それから、今、マイナンバーカードの取得状況がどうなっているかお聞きをしておきたいと思えます。

それから、26ページの社会教育事務費の測量設計監理業務委託料、マイナス132万5,000円でありますけれども、これは当初予算の説明を見ますと社会教育体育施設の長寿命化計画策定に係る業務委託料とありますけれども、減額補正がされているわけありますので、こういう計画が策定できたのか。どういう中身になっているか。併せてお聞きしておきたいと思えます。

それから、22ページのカーボンクレジット創出調査研究事業299万2,000円あります。これは提案説明で、今後、森林を多く活用する地域へというような説明があったと思うんですけども、具体的にはどういう内容について調査研究されるのかお聞きをしたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 藤井管財課長。

○管財課長（藤井知宝君） 土地貸付料の増額につきまして、お察しのとおり当初予算180

万円に対しまして、鑑定評価による貸付料は494万1,840円となりましたので、その差額314万1,000円を計上させていただきました。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長

○総務課長（田中晋雄君） 先ほどのご説明の中で、令和4年度からについては特交措置、いわゆる地稅措置ということでご説明したと思うんですが、この改修につきましては、いわゆる運用保守の経費ということでございますので、セキュリティーの関係とかも常にこういったものにつきましては日進月歩でありますので、常にそういう対策を取っていくための経費だという理解をしております。

それから、マイナンバーカードの交付率でございますが、8月31日現在で71.2%ということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村田社会教育課長。

○社会教育課長（村田弘之君） 社会教育総務費の132万5,000円の減額ということになっておりますが、こちらにつきましては社会教育施設、体育施設の長寿命化計画ということで、7月27日契約で3月15日までを契約期間として今業務をしていただいております。こちらにつきましては、今年度中に建物18件につきまして長寿命化計画をしまして、今後の改修に係るコスト、維持管理に係るコスト等を詰めていきまして、来年度以降の施設の利用に資するものとさせていきたいというふうに考えております。

こちらの減額の内容につきましては、当初予算につきましては1,322万7,000円で計上させていただいております。発注する際に設計額というものでもう一度計算をし直すんですけども、1,190万2,000円というような設計金額になりましたので、この差額について今回減額をさせていただくという内容になっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 藤井農林振興課長。

○農林振興課長（藤井雅文君） 22ページのカーボンクレジット創出調査研究事業でございますけれども、事業の内容ということです。カーボンクレジットにつきましては、その取引をする際にカーボンクレジットの取引所というものがございまして、そちらのほうにプロジェクト計画書というものを提出しないといけません。その活用に向けた前段としまして、本町における対象森林の選定支援ですとかカーボンクレジット登録に向けた情報収集及び整理、プロジェクト計画書の作成支援、審査機関による妥当性の確認対応等の業務を委託するとい

うふうな業務になっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畠中君。

○7番（畠中清司君） ただいま審議中の議案第55号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、京都府の子どものための総合交付金を主に活用し、各中学校の実情に応じて実施する学校適応支援推進事業に着目して、賛成の立場から討論を行います。

学校適応支援推進事業は、不登校児童生徒への支援を総合的に推進するために行い、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します。また、児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的、計画的な個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を練り上げていきます。さらに効果的な支援を図るため、組織的、計画的な支援や学校担任や養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの学校関係者が中心となり、児童生徒、さらには保護者との話し合いなどを通じて、不登校の児童生徒を支援していきます。

町においても、本補正予算によってこのような学校適応支援がさらに充実し、児童生徒の学校適応感や自己肯定感を高める学級、学校づくりの総合的な支援となることを願い、令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について賛成の意を表し、討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山崎裕二君。

○1番（山崎裕二君） ただいま審議中の議案第55号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、賛成討論を行います。

丹波マーケスを運営する丹波地域開発株式会社への土地貸付料の増額に着目して言及していきます。

まず、同社への昨年度の年貸付料は721万4,200円でしたが、本年度当初予算にお

いては180万円の計上とおよそ75%の減額となっていました。この点については、当初予算における討論で、昨年度までの土地貸付料の額と本年度に減額した土地貸付料の額は、どちらももろもろの情勢からかけ離れた適正な水準ではないのではないかと疑義を提示し、様々な条件や状況を網羅的に評価鑑定し見極めた上で、早期に適正な契約で合意に至ることが肝要と提言していました。本補正予算の提案において、同社と契約している商業集積施設運営事業用地等について、本年4月1日時点の不動産鑑定評価額に基づき算定を行い、314万1,000円の増額補正がありました。同社への土地貸付料は、当初予算分の180万円プラス補正予算分314万1,840円、合計494万1,840円となり適正水準に近づいたのではと推し量っています。

以上、議案第55号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま上程となっております議案第55号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）につきまして、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

今回の補正予算につきまして、町長のまちづくりの三本柱であります「健やかで幸せな食の町」「教育と子育ての町」「人のふれあいを感じる町」の施策推進に伴う各種事業実施のための補正であります。その中でも特に注目するのは、本町の83%を構成する山林から生じる豊かな森林資源を活用するため、森林資源循環型促進事業や間伐材活用支援事業、カーボンクレジット創出調査事業に634万2,000円を計上して、間伐材や特用林産物の生産振興や林業就業者の育成・確保など、特色あるまちづくり政策に取り組む姿勢を評価します。

また、今年度から京都府が新たに創設しました子どもの教育のための総合交付金を活用し、574万8,000円の交付を受け、誰一人取り残すことのない学びの環境づくりのための事業に加えまして、学校給食に町内産の農林産物を活用したメニューや本町の友好町である双葉町、相互友好協力協定を締結した十文字学園の協力を得たメニューなど、極めて特色ある地域ランチを提供する学校給食事業の展開は、地域学習や郷土愛醸成に直結する取組であると高く評価し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

議案第55号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第56号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第6、議案第56号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思います。

歳出の10ページでございます。

介護予防・生活支援サービス事業費ということで、今回、会計年度任用職員等の報酬費用が減額になっております。補足説明では体操の回数の減ということでございました。具体的には介護予防、非常に体操というのは認知症予防にとっても大事だと思うんですけども、体操の回数の減はどのような理由で減になったのか、お尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 10ページの会計年度任用職員人件費等の減額についてでございます。こちらにつきましては、通所型サービスC事業という枠組みの中で、すこやか体操教室ということで実施をさせていただいております体操に係る人件費となっております。こちらにつきましては、利用者さん等が高齢者の方の減ですとか、また、元気な高齢者の方が増えているといったようなことも一つの要因であるかと思っておりますが、利用者が減少傾向にございまして、1回当たりの参加者数が欠席等がありますと3人ですとかそういった少ない人数での開催になることがございました。そういった中で利用者の方からももう少し大勢の人数の中で実施をしてもらえたらというようなお声もございましたので、少し実施回数を集約させていただきまして、これまで丹波・瑞穂地区の方を対象に火曜日と金曜日に分けて実施をさせていただいております分を、金曜日の1日に午前・午後を集約をさせていただきまして実施させていただいているものでございます。そういった中で人件費を精査を

させていただきました。利用者の方につきましては、人数も増えてきておまして、交流もいろいろな方と深めていただけるということで喜んでいただいていると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 利用者の減ということもあったということなんですけども、会場へ行くためには交通手段の確保というのが必要だと思うんですけども、この事業については独自に会場まで行かんなんということなのか。送迎があるのかどうかお尋ねしておきたいと思います。高齢になって免許証返納ということもあって、行きたくてもなかなか行けない、交通の便が悪いというようなことも聞くわけでございますけども、この事業についてはそういうようなことについても配慮はあるのかどうか、会場まで来てもらわなんという事業になっておるのか。そういう交通の便というのは非常に大事やと思うんですけども、その辺の考え方を併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時56分

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今お尋ねのございました会場までの移動手段ということでございますけれども、会計年度任用職員のほうで運転をさせていただきまして、ご自宅へ迎えに行かせていただきまして、会場まで参加をしていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 老健の関係もお尋ねをしておきたいと思うんですが、歳出の8ページでございます。

一般管理費の中の一般備品ということで299万円の減になっておるんですけども、浴槽の工事という補足説明があったと思うんですけども、当初の予定しておった金額から299万円の減というのは相当大きいと思うんです。当初の見込みとの差について、入札でということだとは思いますが、ちょっと金額の差が大きいので、その理由について伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 減の理由ということになると思うんですけども、介護浴槽につきまして当初予算化を計上した時点では、あくまでも市場価格で全て入札金額を出しておりますので、入札の時点で幾らで入札できるかという数字が出てきます。その時点で差額が相当あったというようなことで理解しております、なかなかこのあたりは減額の入札の理由というのが非常に難しいところございまして、金額でしか見てないというところございまして。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 他に質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

議案第56号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7 議案第57号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第7、議案第57号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 8ページであります。

下水道費ということで、農業集落排水の関係で、測量設計監理業務等委託料ということがありました。これは説明のときに令和6年度に実施するために前年度に必要なためということでありました。竹野地域でありましたけど、どういう中身であるのか。以前に説明いただいていたのかも分かりませんが、よろしくをお願いします。

○議長（梅原好範君） 堀内上下水道課長。

○上下水道課長（堀内浩二君） 農業集落排水の測量設計監理業務委託の部分ですが、竹野処理場と質美処理場も順番に計画をされておまして、令和6年度分の竹野処理場の分ということで、機能強化工事ということで実施するものの手前の段階の費用対効果を図るものとして計上させていただいております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

議案第57号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第58号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第8、議案第58号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

- 1番（山崎裕二君） 予算の明細書の1ページ、2ページ、資本的支出の器械備品購入費の2,187万1,000円のうち、電話設備の更新に1,716万円ほどというふうな説明がありました。電話設備の更新によって今までに比べて何が変わるのか。今までのシステムを維持するためにこの金額が要るのか。それとも何かサービスというかそういったものが付加できた状態でこの更新となるのか。詳細を説明いただきたいと思います。

以上です。

- 議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

- 医療政策課長（豊嶋浩史君） この電話設備の更新につきましては、今でも電話設備交換機等利用しまして、病院の中の様々な機能を維持しております。実際のところは、今の機能をしっかり維持するという形のを今回するわけでございまして、その中には多機能電話のコードレスの電話、あと病院の中ですのでPHSのアンテナ、PHSの子機、それとドアホンも交換機の中に入っております。あと工事費とかソフト関係のものが全て入っておりまして、このものを全て網羅しましてしっかり更新をするというようなものでございまして、実際のところは新しい機能を入れるということではないんですけれども、今の機能をしっかり維持するために今回は更新させていただくというようなものでございます。

以上でございます。

- 議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

- 6番（山田均君） 私も1点、今の8ページ、器械備品購入費の2,187万1,000円で、今、電話設備更新の件については説明があったんですけども、給湯費の更新なり、厨房の冷蔵庫の更新ということも入っておるので、耐用年数と言いますかそういう更新の時期に来ておるかと思うんですけども、具体的には何年ぐらい使用したものを今回更新ということなのか。電話機の設備についても、年数によって更新の時期に来ておるかということもあるかと思うんですけども、併せてお尋ねしておきます。

以上です。

- 議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

- 医療政策課長（豊嶋浩史君） 給湯昇温器の更新でございます。まずそれが1つ目でございます。病院には給湯器がございまして、そちらでお湯を作りまして、そのお湯をためておくという施設がございまして、そこから今度、そのお湯をずっと1階から3階まで病院の中に回

していくという作業がございまして、そのことにつきましてお湯の温度が下がらないようにする機械がございます。こちらの機械を今回更新するというようなものがございまして、この機械が病院を建てました当初からずっと使っております。そちらは電気コイルでお湯を再加熱して回していくという形でございまして、再加熱する電気コイルにつきましては、やはり時期が来ますと交換をしなくては再加熱ができなくなるというように、ランニングコストが非常にかかるというものでございまして、また給湯に関しまして温度を調整するのも非常に難しいというものでございます。こちらを今度ヒートポンプユニットというものに変えまして、効率の良いヒートポンプユニットということで、大気熱を取り込んで熱を作り出すというようなものでございまして、私、化学的なことはよく分からないんですけれども、大気熱を取り込んで熱を作り出して、100%電気の力を使ってお湯を沸かすというものに対して大気熱を取り込んで熱を作るということで、少ないエネルギーでお湯を沸かせるというものでございます。こちらのほうがコントロールもしやすいということで、今回、更新させていただきたいというものでございます。

続きまして、厨房冷蔵庫です。厨房冷蔵庫につきましては、幾つか厨房には冷蔵庫があるんですけども、その中の1台でございます。これが15年経過しております。購入から15年経過しておりまして、今年になりましてから異音がするというので、ガラガラというような音もしまして、全く使えないということもないんですけれども、一度故障しますと何度も修理せんなんという形にもなるということで、いつ故障するか分からないという状況の冷蔵庫でございます。故障の時期が重なった場合に、やはり患者様の給食の材料を入れておくものなので、時期的に暑い月とかでしたら食中毒の元凶にもなったらいけないということで、早急に直していきたいということで今回更新させていただきます。

それと、電話設備の更新につきましては、経年劣化が激しいということで、前回は平成26年でした。物自体はまだ使えるんですけども、これも時間がたち過ぎてまして、壊れたときに修理する部品がないというのもございます。あと、PHSの子機につきましては、順次、故障すれば交換して使っているというようなものでございますけれども、本体自体が壊れた場合に全てが使えなくなるというようなことがございます。ですので、使えなくなった場合に、病院機能が全く麻痺してしまうというような状況に陥ることになりますので、できるだけ早く更新したいということで、今回、補正予算のほうを上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

議案第58号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第59号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第9、議案第59号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○6番(山田 均君) 町長に1点お尋ねしておきたいんですが、資本的支出で今回6,000万円の工事請負費が上がっておるんですけども、聞いておりますと畑川浄水場内の整備工事ということで、当時の側溝といいますかそういうものが完全にできていなかったというようなことで、それをもう一度整備工事をし直すということだということを知ったんです。当時、合併以前で水道事業組合というのができて、あそこにそういう建物が建ったんですけど、その当時のことをごさいますので時効にはなっておると思うんですけども、当然、工事をやったときに、そういう排水についても本来ならできたらなんはずのものができていなかったということだと思っておりますけども、これについてはどれだけ分かるか分かりませんが、一定の経過のてんまつをちゃんと町としても整理をしておく必要があるのではないかと思います。手抜き工事がされていたということのようにも思われますので、その点について何か見解があれば伺っておきたいし、ぜひ一定の調査は私はしておくべきだと思いますので、そ

れについても伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 手抜き工事ということでは私はないと思っております。やはりそこで竣工検査を行い、これは完璧だということで一定の手続を終えて、そして利用に供しているということがございますから、私は手抜き工事ということには当たらないと思っておりますし、また、何についても、やはり設備というのは使用していく間にいろんな問題や課題ができてくる。だからそれにつきましてはいろんな工事を加味していくといったことがつきものがありますから、やはり事業を進めるに従いまして、いろんな工事も出てくる。これは普通のことです。時点修正を行うための請負工事は必ずしなければならないと、そういうことだと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） どういう報告を受けられておるか分かりませんが、先日の委員会で説明を受けたのは途中で側溝の工事が止まっていたと。埋まってしまってるので、当時としては分からなかったということだと思んですけども、そういうようなことからすると、工事が途中で止まっていたというような見解でしたので、本来ならちゃんと工事ができておるはずのものが止まっておるということは、当然、なぜだったんだということになるわけがございますし、私自身も分かりませんが、そういう経過を伺った上で、当然、手抜き工事があったのではないかとというように疑うということもあると思うんです。そういう意味ではお尋ねしたので、土管が詰まっておったとかそういうことであれば、町長の今言われたことも当たりますが、工事が途中で止まっておったということになれば、これはどうであったのかということは当然ありますので、責任追及をするということではございませんけども、やはり公的な施設でございますし、そういう点ではやはりどうであったのかということをはっきりさせておくべきだということで申し上げたので、改めて申し上げておきますが、同じことなのか、その辺の経過をしっかりと把握をしておくべきだというふうに思いますので、併せて申し上げておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 質問形式で再度発言願います。

○6番（山田 均君） 私が申し上げたのは、委員会で途中で工事が止まっておったということを知ったので、手抜き工事があったのではないかと。ちゃんとてんまつをしておくべきで

はないかということでお尋ねしたので、改めて見解を求めておきたいということです。合併以前のことでありますけども、きちっとその辺は公的な立場として整理をしていく必要があるという意味で見解を伺っておきたいということで申し上げましたし、改めてもう一度聞いておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 堀内課長のほうから答弁いたします。

○議長（梅原好範君） 堀内上下水道課長。

○上下水道課長（堀内浩二君） 常任委員会でも説明をさせていただきましたとおりでございますが、工事が途中で終わっておったという私の表現も悪かったのかも分かりませんが、当時も、今もですけど、大きい工事ですと工期を分けて各工区ごとに発注しておりますが、一つ一つの工区は終わっておって、町長も申しましたとおり検査も終わっておるんですが、一つの工区が終わって次の工区の発注ができておらなかったようだという意味合いで途中で終わっておったというふうな表現をさせていただきました。なぜ追加の工事発注ができてなかったかにつきましては、議員もおっしゃったとおりでございますが、古い話でございますので、一定は調べさせていただきましたが、やってなかった理由というのはちょっと見つかっておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎眞宏君。

○8番（山崎眞宏君） 今に関連してですが、工事をいろいろあつてされるというのはよく分かるんですが、ただその原因になったのが流量計が壊れてそういう問題が起こって、今回そういうことも発覚したと。ただ、何年間ずっと流量計が正常に動いてて急に壊れたということは、これから先も壊れる可能性もありますし、そのほかの段階的な機械も壊れることもあるので、その辺の点検とかがちゃんとできるようになっているのかどうかだけお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀内上下水道課長。

○上下水道課長（堀内浩二君） 点検も含めて、機器の維持管理につきましては職員も当然行っておりますが、維持管理業者も入れまして、日々毎日、点検を行っておるところでございます。今回の流量計の故障につきましては、長雨が続きまして水はけなんかも悪かったようございまして、湿気のほうで故障が発生したということでございまして、湿気対策につ

きましても今はやっております。もうちょっと改良を加えた形も内部で検討している最中
でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎裕二君。

○1番（山崎裕二君） 私も、14ページ、15ページの同じところなんですが、畑川浄水場内
整備工事、仮にここにありますが、6,000万円が予定価格とした場合であっても、一般会計、
特別会計と違って公営企業の場合は、議会の議決に付すべき契約、予定価格5,000万円
以上の工事または制度の請負とする適用除外となるということなんですが、地方公営企業法
の第40条第1項にそれがうたわれております。地方自治法の適用除外となる意図について、
そのところをお示しいただければと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀内上下水道課長。

○上下水道課長（堀内浩二君） 法の理解というふうな意味合いにもなろうかと思しますので、
私の考えというふうになってしまって恐縮ですが、企業という一面を持っておりますので、
1件ごとの議決を得ず、予算の審議等を通じて議会の意思を経営に反映させていくというこ
とで、経営の活動が弾力的に行えるようなそういう趣旨によるものではないかというふうに
理解しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

議案第59号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のと
おり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は 原案のとおり可決されました。

質疑の途中でございますが、これより暫時休憩とします。再開は10時35分とします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第10、認定第1号 令和4年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第25、認定第16号 令和4年度京丹波町水道事業会計決算の認定について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、認定第1号 令和4年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、認定第16号 令和4年度京丹波町水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

16件について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、隅山卓夫君。

○決算特別委員会委員長（隅山卓夫君） それでは、8月30日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託されました令和4年度京丹波町一般会計、13特別会計、国保京丹波町病院事業会計、水道事業会計決算認定につきまして、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は、9月8日、11日のいずれも午前9時から開催をいたしました。それぞれの審議内容につきましては、議長、議会選出の監査委員を除く全議員で特別委員会が設置されたことから、省略をさせていただきます。

審査の結果につきましては、9月11日に議長宛てに提出いたしております。

お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第16号までの16議案について、いずれも原案どおり認定となりました。

それでは、委員会審査報告書を朗読し、報告とさせていただきます。

京丹波町議会議長、梅原好範様。

決算特別委員会委員長、隅山卓夫。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

事件の番号、件名、審査結果について、順に報告をいたします。

認定第1号 令和4年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第2号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第3号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第4号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第5号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第6号 令和4年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第7号 令和4年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第8号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第9号 令和4年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第10号 令和4年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第11号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第12号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第13号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第14号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第15号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、原案認定。

認定第16号 令和4年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、原案認定。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

認定第1号 令和4年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。
最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案されております認定第1号 令和4年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和4年度は、畠中町政1期目の最初の予算として執行された決算です。令和4年度一般会計決算は、歳入総額が115億5,272万962円、歳出総額が112億6,771万2,695円でした。畠中町政が公約実現に向けてどう取り組んだのか。町民目線に立った予算執行が行われたかを示す決算です。予算執行の中には、住民要望やコロナ対策なども実施されており、評価すべき点は当然評価をするものです。

畠中町政は、町民みんなが元気、希望、笑顔のあふれるまちづくりの実現に向けて、「健やかで幸せな食の町」「教育と子育ての町」「人のふれあいを感じる町」を町政の柱として、行政執行を進めてまいりました。

健やかで幸せな食の町では、最重点の行政課題として新型コロナウイルス感染症対策に取り組みました。感染予防と全町民を対象にワクチン予防接種を国の指導の下に、また職員等の協力を得て実施をしました。令和4年度は人の集まりを自粛することが感染予防とされ、集まりが中止になり、コロナで始まりコロナで終わる年度でありました。住民の暮らしや営業も大きな打撃を受けました。国の交付金を活用した支援策も実施されましたが、令和4年6月に提案されたスーパープレミアム商品券事業は約1億円、町内の消費喚起や事業者の支援対策として実施されました。商品券を購入された方は3,450人で、町民の有権者数で見ると何と29.3%の方しか購入されていない状況です。7割以上の町民には消費喚起にはならなかったことは明らかです。多くの市町村でも実施をされているクーポン券の配布が大きな効果があることは明らかであります。共産党議員団は、お金がなくては買いたくても買えない商品券よりも、暮らし応援クーポン券を全世帯に1万5,000円のクーポン券を配布する修正案を提案しましたが、否決となりました。また、交付金を活用して水道料金の減免、学校給食費の負担軽減などが取り組まれました。町政運営は常に住民目線で、弱者に目を向けた行政執行を最優先すべきであります。交付金の活用については、全国で水道料金と学校給食の負担軽減が取り組まれたということを申し添えておきます。

町長の掲げる「食の町 京丹波」の確立では、食の町として農産物を生産する農家への支

援は当然必要であります。認定農業者や農業法人、新規就農者への支援は当然ですが、地域や集落の担い手でもある若い兼業農家も担い手として位置づけ、農機具の購入など幅広い支援を行うべきです。地域計画の中にも担い手として位置づけるべきであります。食の町として基幹産業の農業で頑張る若い兼業農家を地域や集落の担い手、農業の担い手としてしっかり位置づけて行政が応援することを強く求めるものであります。

教育と子育ての町として、子どもを大切にす町を目指し、重点施策として取り組むとしておりますが、子育てがしやすいまちづくりが必要です。入学金の支給も大事ですが、年間を通じて子育ての負担を軽減することが求められています。今、全国で広がっている給食費無償化は491の自治体にまで広がっています。京都府下でも既に6町が実施をしております。義務教育は無償の原則や食育の立場からも取り組むべきであります。町長は財源の問題と答弁をされましたが、認定こども園の給食費のように、第3子から取り組むなどもっと工夫をしながら子育て環境の充実、子どもを大切にす町を実践すべきであります。町長のやる気と決断で実施できることを指摘するものであります。

人のふれあいを感じる町では、災害に強い町の構築を掲げていますが、緊急時における町民への情報伝達方法が大きな課題で対策が求められています。ひとり暮らしの高齢者に配布しているタブレットの活用など全国の先進事例を調査し、対策を早急に取り組むべきです。町民はもちろん、特に高齢者は異常気象が発生することに大きな不安を感じています。喫緊の課題です。また、令和4年7月の短時間集中豪雨は、これまで経験したことがない豪雨が局地的に短時間に集中的に降り、大きな被害を受けました。局地的豪雨で大きな被害も一部に集中したことから、町の被害復旧への対応は、通常の災害復旧支援です。農地の復旧に苦慮している農家や集落では農地の荒廃が進んでいます。災害復旧への支援は全く不十分であったこと。食の町として農産物を生産する優良農地の復旧に支援を強化すべきです。農家を激励、生産意欲が持てるように後押しする姿勢が感じられないことを指摘するものであります。

町長は、町の将来像を子どもとお年寄りが安心して暮らせる町にする。農林業が基幹産業として重要性を増すことができるよう、魅力が引き出せるような町にしたいと町政運営にかける意欲を当選直後に語っておられますが、町の喫緊の課題だと考えます。地方自治体の責務は住民の福祉の増進に努めることですが、町政の主役は住民であり、住民目線で行政運営を行うことができたのか。新しい庁舎で出発した畠中町政が、元気、希望、笑顔のあふれるまちづくりに向けた取組や住民対応はどうだったのか問われる年度でした。

コロナ禍におけるスーパープレミアム商品券発行、地域や集落の担い手が農業の担い手で

あり、小規模の若い兼業農家への支援、局地的豪雨災害への支援をはじめ、高齢者が45%にもなる本町での緊急時における情報伝達の対策は、もう待てない喫緊の課題です。

また、町民が庁舎玄関先で段差で転倒してけがをされても、転倒した町民が悪いような対応など町民の小さな声にももっと耳を傾けることが必要であること。住民目線で地方自治体の役割をしっかりと果たすことを求めるものであります。

また、予算執行における不用額について、一言申し上げます。

令和4年度の決算では、5億円の不用額が発生しております。不用額については、できる限り早期に把握し、補正予算で他の住民要求に充当することが当然です。この立場で不用額を減らすことを求めています。

最後に、畠中町政が住民が安心して住み続けられるまちづくりの推進、子育て最優先のまちづくりを進めることを求めますが、必要なことは、今住んでいる住民が安心して暮らす喜びを感じる町であれば、人が移り住んでくる。この姿勢でのまちづくりが必要であることを指摘して、反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま上程となっております認定第1号 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、次の4点を挙げまして、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

1点目は、昨今の物価高騰の影響をもろに受ける世帯や農業者等に対する支援金の支給など、極めてタイムリーな新規事業の実施が行われたこととございます。

具体的には、電力・ガス・食料品等の物価高騰により、家計負担に大きな影響を受ける住民税非課税世帯2,034世帯に対しまして、令和4年度新規事業として1世帯当たり5万円の給付を行ったこと。また、家畜飼料等の高騰に伴う支援事業として、20の畜産農家等へ年間飼料費が過年と比較いたしまして差額の2分の1、最高100万円を上限に支援金を支給したことなどであります。

2点目には、令和4年度、新たに妊娠届・出生届を行った妊婦や子育て世帯に各5万円を支給する給付金の支給事業では、京丹波町の子育て環境の一層の充実に対する事業として高く評価をするところであります。

3点目には、3か年平均の実質公債費比率が18%以上となれば、各種事業を進める上で財源となる起債発行につきまして、逐一、京都府の許可を得る必要が生じてきます。そのため、施策そのものの推進に大きく制約がかかることとなります。昨年の12月に向こう10

か年の財政見通しが示され、3か年平均の実質公債費比率の令和4年度目標が16.2%と設定されておりましたが、計画的な繰上償還等により公債費比率の抑制に努力し、結果的に目標数値を下回る16.1%に抑え込みができたことを評価します。

最後4点目には、自主財源の確保に努め、特にふるさと納税におきましては、返礼品となる地場産品を前年度に比べ新たに100品目追加し481品目、また、返礼品取扱事業者も51社から58社まで広げるなど積極的な取組を通しまして、令和4年度の寄附金額は前年度の1億3,000万円を大きく上回り2億2,100万円と倍近くの実績を上げたことを評価します。

このように、町民福祉の観点に立ったタイムリーな施策やより魅力あるふるさと納税返礼品の充実など、自主財源確保に向けた不断の努力に対しまして高く評価するものでありますが、特に不納欠損金の処理に関しまして、まだまだ改善できる余地も多くあることから、債権の管理に関する条例に基づき、不良債権となるまでに差押え等の手続を取るなど、税等の公平公正な負担の観点からも、不納欠損金の低減化に一層の努力を求めまして、賛成討論いたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

決算認定の表決は起立により行います。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号 令和4年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、認定第2号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

国保加入者の91.3%が所得200万円以下であり、65.5%の加入者が応益割の減免対象者であります。国保は、所得の低い方で構成されている医療保険であります。

また、国保は、年金生活者や自営業者、パートなどの方が多く加入されており、コロナ禍と物価高騰で暮らしが厳しい状況にあります。

保険税は据置きが続いておりますが、国保は同じ所得で比べた場合、協会けんぽや共済組合の保険料の2倍近いことがこれまでも多くの加入者に大きな負担を強いております。特に、負担能力のない子どもにまで負担を負わせる均等割、1人につき3万1,500円は、国保だけにある制度で、子育て世帯にとっては重い負担であります。国の改正で就学前までの子どもの均等割負担が令和4年度から半額に軽減されましたが、国保加入者にとって大きな負担です。同じ収入世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで保険税の負担が大きく、異なる格差を解消することは公平公正という点から重要であります。

令和4年度の国保特別会計の決算では、基金から700万円を繰り入れましたが、基金残高は3億4,695万984円あります。これは1人当たりになりますと10万8,899円になります。引下げは可能であります。

私は、令和4年度の国保会計当初予算に関する討論で、高い保険税の要因となっている均等割と世帯割について、公費1兆円を投入して廃止することや、地方自治体が独自に行っております子ども、高齢者、障害者、ひとり親家庭に対する医療費助成に対して、国が行っております補助金を減額する制裁措置、ペナルティーは直ちにやめることを国に求めるよう述べました。引き続き国に要望していただきたいと思っております。就学前までの子どもの均等割負担が半額軽減され、国が少子化対策として子どもの医療費助成について課しておりましたペナルティーは廃止を発表いたしました。また、この国による補助金減額分について、かつては本町は一般会計から繰入れをしておりました。一般財源からの繰入れも求めまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○12番（森田幸子君） 認定第2号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

皆様ご存じのとおり、国民健康保険制度は、我が国の社会保障制度における国民皆保険の根底を支えるものであります。保険制度の改正、少子高齢化などで被保険者数は年々減少しています。そのため、本町の国保事業は、保険税の減少や医療の高度化などによる医療費の増加の傾向の中で、大変厳しい事業運営が続いております。

このような中で、国保税負担を据え置くとし、町民の健康を守るため特定健康診査事業の実施など、疾病予防や健康づくりに大きな効果を上げていると確信しています。

今後とも、医療費の適正化をはじめ国保税収納率の向上による負担と給付のバランスを保ち、将来にわたり安定した国保事業運営が図られることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、認定第3号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

令和4年度、令和5年度の後期高齢者医療保険料率の改定が行われました。均等割が5万3,110円から5万3,420円に、所得割額が9.98%から10.46%に、また、賦課限度額が64万円から66万円になり保険料が上がりました。

また、昨年10月からは、本町の被保険者3,260人のうち440人の方の医療費の窓口負担が2割になりました。施行後3年間は2割負担の対象となる方の1か月の外来医療の窓口負担割合の引上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置がありますが、負担増となりました。保険料は令和4年度に上がりましたが、改定となる令和6年度にはまた上がると思います。75歳で線引きし、かかった医療費の一定割合を保険料で賄うというやり方は、負担能力を全く無視した考え方であります。高齢になれば誰もが病気になるのは当たり前であります。しかも、高齢者だけを囲い込んでいるという本制度は、高齢者の人口の増加により医療給付費が増加傾向にあるのは当たり前であります。支払能力は低いまま、

一方、給付費が増えるばかりという制度の矛盾は、公費負担割合を増やすことによってしか解決しないことを指摘します。

令和6年度は保険料改定の年となります。後期高齢者医療制度の被保険者の所得は、この決算で資料を頂きましたけれども、所得なしが47.2%、100万円以下が34.8%、200万円以下は13.8%と200万円以下が95.8%を占め、200万円以上は3.7%であります。今、物価高騰、年金支給削減などで高齢者の生活は厳しい状況です。

こうした生活実態の今こそ、保険料の負担軽減が求められていることを指摘をして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、認定第4号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

令和4年度介護保険事業会計の繰入総額は22億1,885万1,447円、歳出総額は21億4,272万8,241円で、歳入歳出差引額は7,612万3,206円の黒字となりました。

第8期の介護保険事業計画では、令和4年度の介護給付費を20億9,039万6,000円と見込んでいましたが、実際は19億7,487万3,638円の支出となり、1億1,

552万2,362円余りました。そして、介護保険給付費準備基金に6,516万3,000円を積み立てました。第8期事業計画では、令和3年度、令和4年度、令和5年度の3年間の介護給付費等の費用を見込んで保険料を算定しておりますので、令和5年度の給付費の推移も勘案しなくてはなりません、介護給付費の実績が少ないと保険料が高過ぎたということになります。結果的にこの余った多かった保険料は、その期の被保険者に還元すべきであります、困難なことから、次の第9期介護保険事業計画の3年間の歳入に回して、その分介護保険料を引き下げるべきであります。

利用者負担についても、施設入所者やショートステイ利用者の部屋代、食事代の負担を増やさないように国に求めるとともに、独自に軽減制度を作るべきであります。

介護保険制度の内容は改正されるごとに悪くなりました。介護保険制度の本来の趣旨に基づき、誰もが安心してサービスが受けられるように、国の責任の下、介護保険制度を改善し、介護サービスを提供すべきであることを自治体として国に届けていただくことを求め、反対討論いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○11番（松村英樹君） 認定第4号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

まずは、今日までこの事業が的確に運用されていますことを高く評価いたします。

歳入では、介護保険料は3億7,900万円となっており、保険料は所得により11段階に区分されています。その額は最低額2万2,100円から最高額は14万6,800円となっています。令和5年3月末の徴収対象者は5,724人です。

歳出では、保険給付費が19億7,400万円となっており、事業内容では介護保険サービス事業者によるきめ細かな委託サービスをはじめ、地域密着型サービスや施設サービスが実施されています。介護保険事業としては多岐にわたる事業が行われており、介護事業利用者、また、家族にとっても介護保険制度が日常生活の大きな支えとなっており、長寿社会においてかけがえのない制度だと思います。

今後、高齢化はさらに進み、介護サービスの給付額はますます増加傾向にあります、この事業が継続的に運用されますことを願い、賛成討論いたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(梅原好範君) 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和4年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 令和4年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長

報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 令和4年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 令和4年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議長（梅原好範君） 再開します。

次に、認定第9号 令和4年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 令和4年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 令和4年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 令和4年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ

いての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

これで討論を終わります。

これより認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これですべての討論を終わります。

これより認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 令和4年度京丹波町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案されております認定第16号 令和4年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和4年度京丹波町水道事業会計は、地方公営企業法に基づく企業会計に移行して5年目となります。地方公営企業法では、経営の基本原則として常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定しています。

京丹波町の令和4年度の給水人口は1万2,876人で、前年比で329人減、給水件数は6,731件で、前年比7件減となっております。1日最大配水量は1万3,887立米であります。

丹波・瑞穂地域は、水道事業組合を設立して人口増加や工業団地への必要量を過大に見込み畑川ダム建設を推進してきましたが、計画は大きく破綻をしました。そのため、畑川ダムは、洪水調整を第一の目的にして建設をされました。

平成20年事業再評価の水需要予測は、生活用水として日平均給水量を4,265立米、業務用水として日平均給水量を5,079立米、合わせて9,344立米の水需要があるとして、京丹波町も京都府も畑川ダム建設を必要とする根拠としてきました。また水需要の根拠とした計画給水人口は、丹波・瑞穂地域で2万3,280人、令和4年度の給水人口は1万2,876人としましたが、現在の京丹波町全体の給水人口比で見ても55.3%です。いかに過大で無責任な計画であったかは明らかです。

令和4年度の町内企業の使用水量上位10社が使用した日量水量は1,636.7立米でした。当時、水需要の必要とする事業所から聞き取った同量要望水量の37.7%、4割にも届いていません。事業所の聞き取りも必要水量の見通しも根拠に乏しいものであったのです。結局は、畑川ダムありきで進められていたことは明らかであります。

また、下山の工業団地では、現在操業している企業の使用水量は日量71.09トンで、水需要計画のわずか6.7%です。最終的に畑川ダム建設は洪水調整が第一の目的となってきたのであります。ダムからの取水量の見直し、負担割合の見直しを京都府に申し入れることを強く求めます。見直しをして料金の引下げをすべきであります。

丹波・瑞穂の地域は、長年水不足に悩まされてきました。そのために水原や下山に水源を確保して9,100トンの水源を確保しました。毎回指摘しておりますが、施設の維持管理を委託ではなく、職員の現場主義を徹底して老朽化した施設の改修、水源の枯渇などへの対策を計画的に取り組むべきです。

また、本町は、閉栓・開栓の手数料が1回3,000円、近隣市の10倍、使用料金も府下で最上位の位置にあります。1回3,000円は水道基本料金よりも高いのはあまりにも異常ではありませんか。早急に見直すべきです。現状は、公共料金が高い住みにくい町になっているのです。高齢化が45%にもなる本町では、水道料金の引下げと併せて基本水量を5トンにするなど、負担軽減に取り組むべきです。他市町村では、コロナ対策として緊急に水道料金の減免を実施して暮らし応援を実施しております。本町でも水道基本料金の減免など負担軽減に取り組むべきです。

また、水道の給水量は、既存の施設をしっかりと維持管理すれば、ダムだけに頼らなくても安心しておいしい水を十分賄えることは明らかです。そのためにも、毎年指摘をしている有収率を87%以上に取り組むべきです。現在、72.39%では低過ぎます。

また、有効率は90%以上を確保すべきです。75.13%では、これもあまりにも低過ぎます。水道は、暮らしになくてはならないものです。誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組むことを求めて、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

居谷君。

○3番（居谷知範君） 認定第16号 令和4年度京丹波町水道事業会計決算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

まずもちまして、水道事業は、町行政が有するライフラインとしてのその役割は非常に大きなものがあり、職員の皆様におかれましては、日頃から平日、休日、昼夜を分かたず、高

い使命感の下に、日々安定的な水道水の供給のためにご尽力をいただいておりますことに、心からの敬意と感謝を申し上げます。

令和２年度から１０年間の計画期間とした京丹波町水道ビジョン２０２０の３年目として、昨年度においても計画策定の趣旨に従い、安定給水の確保や水質管理の充実などの需要者サービスを向上させつつ、膨大な管路施設や排水施設など各水道施設の維持管理、更新、さらには近年激甚化している自然災害に耐え得る施設への改良や防災・減災対策など、計画的かつ中長期的な視点に立ち実施した１年であったと決算について評価をするものです。

業務の状況につきましても、有収率７２．４％と前年度より１ポイントの増加となり、営業収益においても前年比７１０万４，０００円の増加となっている一方、総費用については、前年度比で１，４８７万円の減となり、５年連続での黒字決算となり、堅調に推移をしております。

今後の人口減少や節水などによる使用量の減少などを踏まえ、水道事業が将来にわたり安定的な事業を継続するための中長期的な視点で、持続的、安全、そして強靱の３つの観点で地域性を踏まえ、実情に即した取組及び施策の展開を期待し、かつ安全な水道水を安定的に供給するため、各水道施設の合理化を含めて効率的で効果的な水道事業となることを期待いたしまして、認定第１６号 令和４年度京丹波町水道事業会計決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第１６号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第１６号 令和４年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数でございます。

よって、認定第１６号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第２６、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第２６、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規

定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第27、議員派遣の件》

○議長(梅原好範君) 日程第27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和5年第3回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 西山芳明

〃 署名議員 隅山卓夫